

保育政策課

議案第51号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

※特定教育・保育施設とは保育所、幼稚園及び認定こども園をいい、特定地域型保育事業とは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業をいいます。

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）が令和2年4月1日に公布、同日に施行され、特定地域型保育事業の実施に係る要件が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

卒園後の受け皿に係る連携施設を確保しないことができる条件に、利用調整に当たって、特定地域型保育事業の利用乳幼児に対する優先的取扱いその他の特定地域型保育事業の提供の終了に際し、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合を追加します。

3 施行期日

公布の日